第4表

配電部門収支計算書

年　月　日から
年　月　日まで

（単位　千円）

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用		営業収益	
水力発電費		地帯間販売電源料	
火力発電費		地帯間販売送電料	
新エネルギー等発電費		他社販売電源料	
地帯間購入電源費		（インバランス対応取引収益）	
地帯間購入送電費		託送収益	
他社購入電源費		接続供給託送収益	
（インバランス対応取引費用）		（インバランスの供給に係る収益）	
（インバランスの買取りに係る費用）		その他託送収益	
他社購入送電費		事業者間精算収益	
非化石証書購入費		電気事業雑収益	
送電費		社内取引収益	
変電費		（インバランス対応相当額取引収益）	
配電費		（インバランスの供給相当額取引収益）	
販売費			
一般管理費			
接続供給託送料			
（電気事業法施行規則第45条の21の８第１項に係る費用）			
（電気事業法施行規則第45条の21の11第１項に係る費用）			
電源開発促進税			
事業税			
開発費			
開発費償却			
電力費振替勘定（貸方）			
社内取引費用			
（インバランス対応相当額取引費用）			
（インバランスの買取相当額取引費用）			
営業利益（又は営業損失）			
営業外費用		営業外収益	
財務費用		財務収益	
（株式交付費）		（預金利息）	
（株式交付費償却）			
（社債発行費）			
（社債発行費償却）			
事業外費用		事業外収益	
特別損失		特別利益	
税引前配電部門当期純利益（又は税引前配電部門当期純損失）			
法人税等			
配電部門当期純利益（又は配電部門当期純損失）			

（記載注意）

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

１　配電部門収支計算書の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。）

２　会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額（ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。）

３　必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項